

## 高圧ガス保安法令違反の事例

### 事例 1

#### ◆高圧ガス設備の配管・弁が老朽化したため、大臣認定品による更新を計画◆

##### [経緯]

老朽化した大臣認定品の配管・弁を大臣認定品である新しい配管・弁への更新であり、切断・溶接が伴わないことから、【軽微な変更工事である】と事業者は認識していた。

現場作業員には老朽化した配管・弁の更新指示と新しい配管・弁が届けられ、工事完了後に設備を使用し、事業者は軽微変更届書を提出したが、実際に更新したのは完成検査品であった。

##### [違反内容]

法第 14 条第 1 項に規定する許可を受けずに変更の工事を行い、法第 20 条第 3 項に規定する完成検査を受けずに施設を使用した。

##### [法令違反となった理由]

配管が大臣認定品ではなく、完成検査品（大臣認定品、高圧ガス保安協会検査品以外）であったので、変更許可及び完成検査が必要な工事に該当するにもかかわらず、県消防安全課に軽微変更届を提出したため法令違反となった。

### 事例 2

#### ◆高圧ガス設備の玉形弁に動作不良が発生したため、許可・届出不要の交換を計画◆

##### [経緯]

高圧ガスの通る部分の設備を構成する部品のうち、その性能が保障されているものへの取替え（ボルト、ナット、圧縮機のピストン等）であれば【許可・届出が不要である】と事業者は認識し、工事終了後に設備を使用した。

ところが、現場作業を終了後、修理履歴を整理するなかで、『高圧ガス保安法令関係通達：平成 10 年 4 月 1 日付け平成 10・03・26 立局第 8 号』を確認したところ、許可及び届出が不要であるのは、耐圧性能又は気密性能に直接影響のない部分の取替えであることを見落としていたことに気付いた。

大臣認定品に係る部品ではあるが、部品の試験成績書が発行されない為、軽微な変更工事にもあたらないのではないかと考えた。

##### [違反内容]

法第 14 条第 1 項に規定する許可を受けずに変更の工事を行い、法第 20 条第 3 項に規定する完成検査を受けずに施設を使用した。

##### [法令違反となった理由]

取替えを行ったナットは、高圧ガスの耐圧性能及び気密性能に直接影響するものであり、変更許可及び完成検査が必要な工事に該当するにもかかわらず、県消防安全課に軽微変更届の相談を行ったところ、法令違反が発覚した。